【カナダ】サイバーいじめ対応及び防止のための州法改正 海外立法情報課 井樋 三枝子

*強姦された画像をインターネット上に流布された女子高校生が、2013 年 4 月に自殺を図り、死亡した事件を重く見たノバスコシア州は、サイバーいじめを防止し、その発生に迅速に対応することを目的として、2013 年 5 月 10 日サイバー安全法(2013 年州法第 2 号)を制定した。

1 カナダ及びノバスコシア州の教育行政

カナダには、連邦政府に教育省にあたる機関がなく、教育制度は州の管轄となっている。ノバスコシア州では、教育法(1995-96 年州法第 1 号)及び各種下位規則に従い、教育及び小児期早期発育省が教育行政を管轄している。

2 サイバー安全法の主な内容

2013年8月7日施行のノバスコシア州サイバー安全法は、教育法及びより安全な地域社会及び近隣法(2006年州法第6号)を改正し、あわせて、いじめに関する差止命令の申立てを個人に認める等の規定を新設するもので、その主な内容は、次のとおりである。

(1) 「サイバーいじめ」の定義

サイバー安全法では、他者に恐怖、脅し、侮辱若しくは抑圧を与え、その心身の健康、自尊心若しくは評判を損ない、傷つけることを意図し、又はこれらを引き起こすことを合理的に予測しつつ、繰り返し又は継続的な影響を有する方法により、コンピュータ等の電子機器、ウェブサイト、SNS、電子メール等を用いて行われる電子通信をサイバーいじめと定義した。

(2) サイバーいじめの通報の受理・調査機関の設立

より安全な地域社会及び近隣法の改正により、一般公衆からサイバーいじめに対する通報を受け付け、調査する部署「Cyber SCAN」を州司法省公衆安全局に設置した。

同法は元々、地域社会の風紀・安全保持の目的で、違法薬物売買、売春等が行われているおそれがある建物等につき、近隣住民からの通報(匿名可)を州司法省公衆安全局が受けて、調査をすることを定めたものである。調査の結果、違法行為が判明した場合は、同局長が居住者又は占有者及び所有者に退去を通告するが、退去しない場合には、同局長は、裁判所に対し、退去を命じる地域安全命令の申立てができる。この法律に類するものは、他州にも存在するが、サイバーいじめを通報の対象としたのは、ノバスコシア州が初めてである。

Cyber SCAN は、サイバーいじめの加害者及びサイバーいじめに用いられた電子機器、IP アドレス、メールアドレス等に関係する者(18歳以下の未成年の場合は、その親)に対し、警告状を送付する。それにより状況が改善しない場合は、いじめ加害者

及びその関係者に対する「サイバーいじめ差止命令」を裁判所に申し立てる。対象者で命令に従わない者は、5 千ドル以下の罰金若しくは 6 か月以下の拘禁刑に処し又はこれを併科する。通報されたサイバーいじめが刑法に触れると判断した場合、Cyber SCAN は、速やかに事件を警察に送致する。

(3) サイバーいじめ差止命令

命令では対象者に対し、①いじめ行為の禁止、②いじめ被害者やその関係者への通信の禁止、③いじめ被害者に関する事項を内容とする通信の禁止、④電子機器利用の禁止、⑤一時的又は恒久的な電子機器の押収(親等の所有物であっても押収可能)、⑥プロバイダサービス利用の禁止等を命じることができる。命令の期限は、1年間とする。命令対象者の氏名が判明しない場合、メールアドレス等を氏名の代わりとする。対象者の氏名を知るため、裁判所は同命令を用いてプロバイダ等に対し、特定の利用者の個人情報、送受信したメッセージ、サイトの閲覧履歴等の提供を命じることもできる。

(4) 個人による差止命令の請求

サイバー安全法は、サイバーいじめ被害者又はその家族や弁護士等の個人による、 上述のような差止命令の申立てを認める規定を新設した。申立ては、判事に対し、電 話等で行うことも可能である。これにより、裁判所は被害に対応し、迅速な命令を出 すことができるようになる。あわせて同法では、サイバーいじめが不法行為である旨 を明確に規定し、いじめ被害者によるいじめ加害者に対する損害賠償訴訟の提起を認 めた。いじめ加害者が未成年者の場合は、子の監督責任を果たさなかったことにつき 特段の事情が認められない限り、親がその賠償責任を負う。

(5) 学校長の責任の強化

教育法を改正し、サイバーいじめに対する学校長の責任をより明確にした。例えば、 学校外で発生したサイバーいじめへの対応義務も、学校長が負うと定められた。

3 連邦の動き

2012年10月に、連邦司法省と各州は共同で、性的関係画像(intimate images)の無断作成及び無断流布を新たに連邦刑法上の罪とすべきか否かを検討する検討班を設置した。ノバスコシア州の事件発生後、2013年6月に検討班の報告書が出され、性的関係画像の作成及び流布については、半年から5年程度の拘禁刑に処す犯罪とし、あわせて裁判所命令、令状制度等を整備する内容の刑法改正を、連邦政府に提言した。

参考文献(インターネット情報は 2013 年 9 月 24 日現在である。)

- · An Act to Address and Prevent Cyberbullying, Ch. 2, Acts of 2013.
- http://nslegislature.ca/legc/PDFs/annual%20statutes/2013%20Spring/c002.pdf
- · Susana Mas, "Proposed Cyberbullying Law Draws NDP Support," CBC News. Jul. 23, 2013.
- http://www.cbc.ca/news/politics/proposed-cyberbullying-law-draws-ndp-support-1.1323937
- CCSO Cybercrime Working Group, Cyberbullying and the Non-consensual Distribution of Intimate Images, June 2013. http://www.justice.gc.ca/eng/rp-pr/other-autre/cndii-cdncii/